

## 令和6年度第1回史跡カリンバ遺跡整備検討委員会資料

### (1) 整地

・基本計画改訂版 48 頁 11 行目「・段丘面は、オオアワダチソウやムラサキツメクサ等の繁茂する草地である。史跡整備に際しては、基本的に表土の掘削や盛土といった現状変更は実施しない。芝は貼らず、タンポポモドキ（ブタナ）等外来種の進入を抑制するため、定期的な除草や草刈りを行う。」

→事務局案「西地区の残土(約8×20m)は除去するが、それ以外は現状のままとする。」

### (2) 伐採

#### ①針葉樹（防風林のカラマツ2列）

・基本計画改訂版 48 頁最終行「・針葉樹のカラマツやトドマツは人工の防風林であり、縄文時代の景観に近づけるために伐採を検討する。」、49 頁 2 行目「・伐採にあたっては、地下の包含層を傷めないように根元で切断し、伐根は行わない。」

→事務局案「針葉樹の防風林は根を残して伐採する。」

#### ②支障木

・基本計画改訂版 49 頁 4 行目「・支障のある倒木については除去する。」

→事務局案「支障のある倒木や枯木は伐根しないで伐採する。支障のある折れ枝は伐採する。」

#### ③街路樹（イチョウ並木）

・基本計画改訂版 49 頁 6 行目「・市道団地中央通の街路樹は外来種のイチョウであることから、伐採して新たな樹種とすることを市の担当部局と協議する。」

→事務局案「街路樹を担当する公園緑地課と協議したところ、将来的な街路樹更新時期に樹種を変更することは可能とのことであった。街路樹更新の際に縄文後期末の花粉分析のデータをもとに新しい街路樹の樹種を提案したい。」

\* 縄文後期末の花粉分析で多く確認されているのはコナラ亜属（コナラ・ミズナラ等）とニレ属（ハルニレ等）である。公園緑地課によると、コナラ・ミズナラは街路樹として採用実績がないとのことであった（いずれもドングリが落ちる、ミズナラは高木・巨木になる）。ハルニレは樹高が高く、カラスが巣を作りやすい、また落葉樹であり多量の落ち葉が発生するなど苦情が多い樹種であり、街路樹とすることは困難とのことであった。よってそれら以外の樹種で検討したい。

### (3) 旧溜め池埋戻し

・基本計画改訂版 53 頁 10 行目「・旧溜め池は、安全面と景観から埋め戻す。埋め戻しは、史跡の水文環境に与える影響を考慮しつつ行うこととする。」

→事務局案「埋め戻す。」

### (4) 旧導水路・旧素掘り水路埋戻し

・基本計画改訂版 54 頁下から 2 行目「・導水路跡と素掘り水路跡は雪解けの時期は水が溜まるが、夏は乾燥している。これらの水路は、埋め戻して元の地形を復元することを検討する。」

→事務局案「これらの水路跡の内、低地面にある部分は改訂版で『自然学習ゾーン』から『保護ゾーン』に変更しており、水路跡は来場者の目に入る場所とはならない。よって低地面の水路跡は埋め戻さないでそのままとする。また、これらの水路跡の内、段丘面にある部分は『縄文の広場ゾーン』に該当する。ただし、水路跡はゾーンの西端に位置し、基本的に園路から目に入る場所ではない。よって段丘面の水路跡も埋め戻さないでそのままとする。」

### (5) 旧サイロ解体

・基本計画改訂版 53 頁 9 行目「・旧サイロは、倒壊の危険があり、また縄文時代の景観に近づけるため撤去する。」

→事務局案「令和 6 年 3 月に開催された『恵庭市文化財保護委員会』で下記の意見が出ました。ですが、補強や移設等にも費用が掛かることから、最低限の記録を残した上で解体する。また、サイロ周辺の人頭大の石や倒木は除去する。」

#### ○委員会での意見

・A 委員 「サイロは島松軟石できており、貴重なもの。」「このサイロ結構古い型だと思いがちになった。」

・B 委員長「意見があったということを残しておいてほしい。(サイロを取り壊すにしても、サイロ自体を) 最低調査をしておいた方がよいのではないか。」

・C 副委員長「史跡を残すということは、遺跡も含めてこれまでの時間の積み重ねを保存するという。今はもう作ることが出来ない建物なので、それを含めて残すのは 1 つの考えと思う。」

### (6) 標識・説明板等設置

#### ①石製標識

・基本計画改訂版 51 頁 14 行目「したがって、標識の設置に当たっては史跡の保存と活

用の観点から、指定地への導入部分となる南西側周辺地区①を適切な位置として石製標識の設置を検討する。」

→事務局案「南西側周辺地区①に『史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則』（別紙参照）に則った石製標識を設置する。」

## ②説明板

・基本計画改訂版 51 頁 17 行目「・説明板は、文化財保護法により指定された史跡の価値及び範囲等を現地において伝達する上で重要な物で、南西側周辺地区①における設置を検討する。」

→事務局案「南西側周辺地区①に『史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則』に則った説明板を設置する。」

## ③総合案内板

・基本計画改訂版 51 頁 20 行目「・南西側周辺地区①に総合案内板、また園路には誘導サイン板等の設置を検討する。」

→事務局案「南西側周辺地区①に総合案内板を設置する。」

## ④誘導サイン板

・基本計画改訂版 51 頁 20 行目「・南西側周辺地区①に総合案内板、また園路には誘導サイン板等の設置を検討する。」

→事務局案「園路の分岐点 3 か所に誘導サイン板を設置する。」

## ⑤記名サイン板

・基本計画改訂版 78 頁「図 31 史跡カリンバ遺跡整備構想イメージ図」南西側周辺地区①の多目的広場の出入口に「記名サイン板」の記載がある

→事務局案「南西側周辺地区①に市道黄金中島通から史跡を示す記名サイン板を設置する。」

## ⑥解説板

ア)・基本計画改訂版 53 頁 1 行目以下に「2. 西地区」に「ア. 土坑墓群等解説板」、「イ. 竪穴住居跡解説板」、「ウ. カリンバチャシ跡解説板」を設置することを検討する。

→事務局案「西地区 3 か所に解説板を設置する。」

イ)・基本計画改訂版 53 頁下から 5 行目「3. 北地区」内の、57 頁 10 行目「・・・(低

地面の) 遺跡解説板の設置を検討する。」、57 頁 17 行目「また、階段付近には低地面の包含層から検出されている花粉分析をもとにした縄文時代の植生解説板の設置を検討する。」

→事務局案「北地区の階段付近 1 か所に「低地面の遺跡解説板」と「縄文時代の植生解説板」の内容を合わせて掲載した解説板 1 枚を設置する。」

\* 平成 27 年度の基本計画では低地面に高架の木道を通す計画であったが、今回の改訂版ではそれを取り止めた。よってスペースの関係等から解説板を 1 枚にしたい。

ウ)・基本計画改訂版 50 頁 10 行目「解説板は、耐久性のある堅牢な素材を使用する。」、  
「\* 現在は AR や VR、QR コードなど様々な情報伝達手段があることから、今後それらも検討する」

→事務局案「看板には QR コードを設置し、追加の文字や写真の情報を見られるようにする。また、AR 若しくは VR を設置し、来場者が自身のスマートフォン等で当時の様子を映像等でわかりやすく学べるようにする。」

## (7) 園路等

### ①園路

・基本計画改訂版 50 頁下から 10 行目「・史跡や自然を学ぶための散策路として園路を設定する。」、「・園路は遺物包含層に到達しない、かつ貴重な植生を破壊しないように設計する。」、「・園路の路盤は、段丘面が史跡周辺と同じ土ないしは脱色アスファルト舗装等を検討する。」

→事務局案「園路は盛土をして舗装する。見学ポイント②と⑤の間の園路は階段とする。」

### ②ベンチ

・基本計画改訂版 50 頁下から 5 行目「・園路にベンチ等休憩施設を設けることを検討する。」

→事務局案「南西側周辺地区①に園路沿いにベンチを設置する。」

## (8) 多目的広場

・基本計画改訂版 58 頁 12 行目「・各種体験事業や遺跡のガイドツアーの集合場所等に使用する多目的広場を設置する。」

→事務局案「南西側周辺地区①に砂利敷の多目的広場（縦 25m×横 40m程度）を設置する。」

## (9) 植栽

・基本計画改訂版 49 頁 9 行目「・基本的に発掘調査で得られた出土花粉のデータに基づくが、できるだけ現生の樹木を活かした植栽計画とする。」、「・希少種や地域性を表す特徴的な樹種については、保護する。」、「・段丘面の西端には、旧地主宅周辺に残された小規模な林地があり、クルミ、カエデ、シラカンバ等が見られる。これらは、私立大学との境界林としてそのまま利用する。」、「・史跡から道路や住宅街を意識しないように、道路に面して植栽する。」、「・史跡カリンバ遺跡の名称の由来になったサクラの木（エゾヤマザクラ等）も、その他の樹種とバランスを取りながら植栽する。また、漆製品の朱を連想させる紅葉する樹木も植栽する。」、「・植栽計画は、史跡ボランティア活動の一環として実施していくことを検討する。」、「・段丘面は、包含層上面までが 20～25 cm と浅い。よって植栽部分は、木根による攪乱から地下遺構を保護するために盛土を行う。」

→事務局案「史跡から道路や住宅街を意識しないように、道路に面して盛土した上で 10 m 間隔で植栽する。樹種は縄文後期末の花粉分析で多く出土したコナラ・ミズナラ、ハルニレを中心にサクラや紅葉する木も入れる。植栽の一部はボランティアにより実施する。」

\* 樹種の候補（花粉分析から） コナラ、ミズナラ、ハルニレ、カエデ、モミジ、エゾヤマザクラ等（ただし、前述のとおりミズナラは高木・巨木になる、ハルニレは苦情が多いとのことで、要検討）

## 昭和二十九年文化財保護委員会規則第七号

### 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第十五条第一項及び第七十二条第一項（同法第七十五条及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。）の規定に基づき、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

（標識）

**第一条** 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百十五条第一項（法第百二十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称

二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行った都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会（当該都道府県又は指定都市が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県又は指定都市）の名称。第四条第三項において同じ。）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

（説明板）

**第二条** 法第百十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

（標柱及び注意札）

**第三条** 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

（境界標）

**第四条** 法第百十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

（標識等の形状等）

**第五条** 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

（囲いその他の施設）

**第六条** 法第百十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

### 附 則

1 この規則は、昭和二十九年七月一日から施行する。

2 史跡名勝天然記念物保存施設規則（昭和二十六年文化財保護委員会規則第二号）は、廃止する。

### 附 則（昭和四三年一月二六日文部省令第三一号）抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成二年一月三十一日文部省令第五三号）抄

（施行期日）

**第一条** この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

### 附 則（平成一七年三月二八日文部科学省令第一一号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

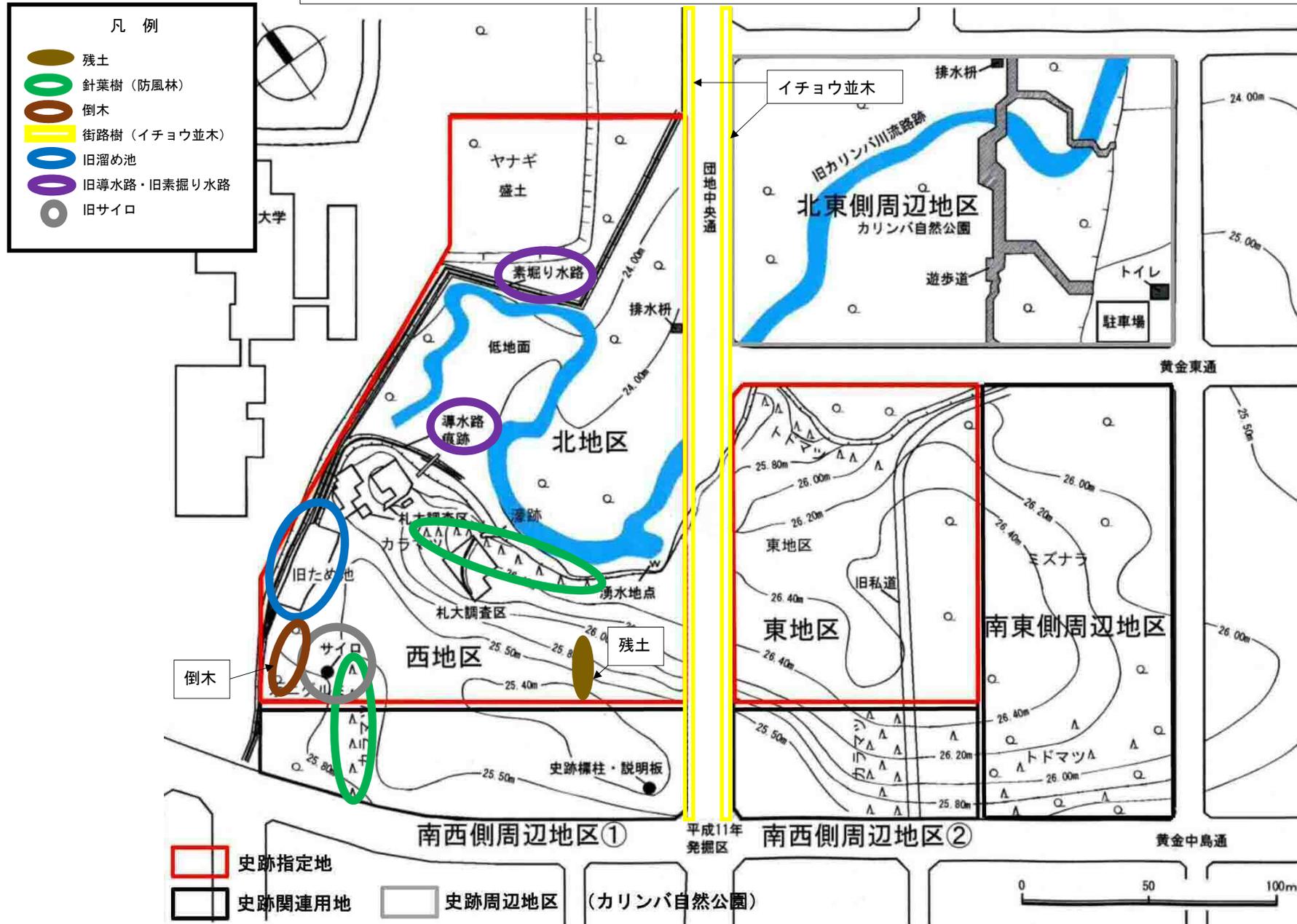
### 附 則（平成二七年九月一日文部科学省令第三〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

### 附 則（平成三一年三月二九日文部科学省令第七号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

図1 (1) 整地、(2) 伐採、(3) 旧溜め池埋戻し、(4) 旧導水路・旧素掘り水路埋戻し、(5) 旧サイロ解体





# 史跡カリンバ遺跡整備基本設計委託業務仕様書

## 第1章 総 則

### (目 的)

- 1 『史跡カリンバ遺跡整備基本設計委託業務』(以下、「本業務」という。)は、史跡を適切に保存し、地域の歴史資源や文化資源、教育資源として活用し、市民とともに、その価値を後世に継承していくことを目的として令和6年3月に策定した「史跡カリンバ遺跡整備基本計画改訂版(以下「基本計画」という。)」に基づき、「史跡カリンバ遺跡整備検討委員会(以下「委員会」という。)」の指導のもと、史跡の本質的な価値を構成する遺構・遺物の確実な保存を図るとともに、史跡の価値や魅力を伝えるため、史跡の特性を活かした整備を目指すことを目的とした基本設計を行い、次の実施設計へと繋がるように取りまとめることを目的とする。

### (準拠する法令)

- 2 本業務は、本特記仕様書による他、下記の法令、要領に準拠するものとする。
  - (1) 北海道建設部測量調査設計業務等共通仕様書 令和5年10月版 北海道建設部
  - (2) 都市公園事業設計要領 平成25年度  
北海道建設部まちづくり局都市環境課公園緑地グループ
  - (3) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】平成24年3月 国土交通省
  - (4) 都市公園技術標準解説書 令和元年度版 一般社団法人 日本公園緑地協会

### (条件・計画・承認)

- 3 本業務の受託者(以下「乙」という。)は、平成26年以降の過去10年間において、元請として史跡整備の基本設計若しくは実施設計の受注実績を有する者とし、本業務実施にあたり乙は、設計図書、本仕様書にもとづき、着手届、作業工程表、管理技術者届を計画機関(以下「甲」という。)に提出、承認を得るものとする。

### (疑 義)

- 4 本業務実施にあたり、本仕様書及び規程等に明示なき事項または、疑義を生じた場合は、甲乙協議し、甲の指示に従うものとする。

### (報告・検査)

- 5 乙は、業務の作業工程の進行状況について適時甲に報告するものとする。また、成果品については、十分な照査点検を実施し、品質の向上に努めるものとする。

### (成果品の訂正)

- 6 成果品納入後において、内容の不備、誤り等が発見された場合は、乙の責任において直ちに補足訂正を行うものとする。

**(資料の貸与)**

- 7 業務遂行に必要な資料は、甲より貸与する。尚、乙は、貸与を受ける場合、借用証を提出し、使用後返却するものとする。

**(秘密の保持)**

- 8 乙は業務上知り得た情報、その他本業務の内容を第三者に漏らし、または公表してはならない。

**(成果品の帰属)**

- 9 作成された全ての成果品は、甲の所有とし、承認を受けずに公表・貸与・使用してはならない。

**(完了)**

- 10 本業務は、業務完了届、成果品目録とともに、成果品を提出し、甲の検査を受け、検査合格により完了するものとする。

**(工期)**

- 11 本業務の工期は、契約の翌日から令和7年3月14日までとする。

## 第2章 業務内容

### 1 設計対象区域

#### (1) 所在地

恵庭市黄金中央5丁目216-7外

#### (2) 面積

史跡（西地区全体と北地区の一部）及び史跡関連用地（南西側周辺地区①全体）

: 設計対象 : 1.90ha

### 2 業務内容

基本計画及び基本設計方針に基づき、史跡内の諸施設の計画を現地と対応させるとともに、各施設相互の調整を図り、規模、位置、内容を設定して実施設計の指標が明確となる概略の設計を行い、必要な設計図書と設計に伴う関係者協議において必要となる資料を作成する。

#### (1) 与条件の細部検討

基本設計の作成にあたっての与条件を確認・整理する。基本設計における与条件には、基本計画等の上位計画、各種調査及び関係機関からの指示事項等が含まれる。

#### (2) 諸施設の検討及び設定

施設の位置・規模・内容等の決定にあたっては、史跡の重要な特性である本質的価値の保護や自然との調和などに十分配慮する。なお、史跡西地区と史跡関連用地（南西側周辺地区①）は表土が20~30cm程度と薄いことに留意すること。

#### (3) 基本設計図の作成

- ・実測平面図に基づいた基本設計平面図の作成
- ・造成計画平面図の作成（敷地排水計画を含む）
- ・施設計画平面図の作成
- ・主要断面図の作成
- ・主要施設の構造イメージ図の作成

#### (4) 概算工事費の算出

算出にあたっては、各種の事例を参考とするほか、見積り、カタログ等を参考に、適切な工事費を計上すること。なお、経費率については業務担当員と協議し決定すること。

(5) 基本設計説明書の作成

決定した内容に基づいて、基本設計説明書（基本設計図及び説明書等）の作成を行うこと。

(6) 鳥瞰図及び透視図の作成

決定した内容に基づいて、対象地全体を俯瞰した鳥瞰図又はアイレベルからのイメージスケッチの作成を行うこと。

### 3 打ち合わせ

業務の作業方法や順序、作業実施に必要な事項など業務の詳細については、事前に甲と十分な打ち合わせを行い、作業を進めること。また、業務遂行中の打ち合わせは必要に応じて行うこととする。

なお、打ち合わせは対面のほか、軽微な内容のものについては、メールや電話、オンラインを活用して効率化を図ること。

### 4 成果品

成果品は、業務ごとにファイル及び電子媒体を取りまとめたものを4部（正1部・副3部）提出すること。また、図面はA3版とし、縮尺を持たせた図面とする。

あわせて、成果品のデジタルデータを提出すること。データ形式はエクセル・ワードとPDFの2種とすること。

その他、体裁や規格など詳細は、業務担当員と協議の上決定すること。

成果品は以下のとおりとする。

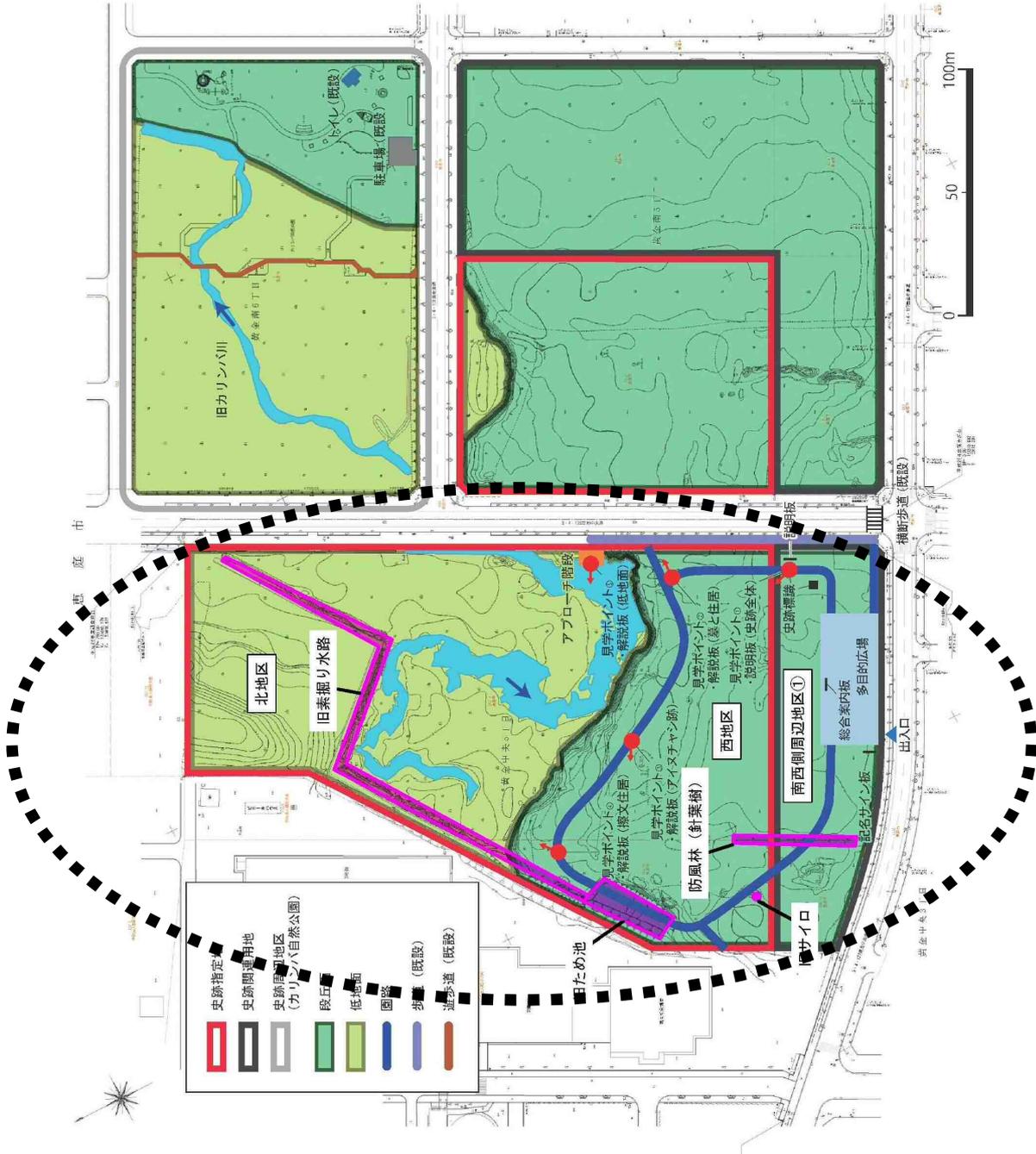
- (1) 基本設計図 1式
- (2) 概算工事費算出書 1式
- (3) 基本設計説明書 1式
- (4) 鳥瞰図及び透視図 1式
- (5) 電子媒体 1枚（上記を含むデータ1式）

### 5 その他留意事項

- ・ 現地は史跡や遺跡であることから、現場踏査の際は遺跡の保護に努めること。
- ・ 史跡内には希少な植物が自生しているため、作業の際には注意を払うこと。
- ・ 今回の基本設計の業務範囲は5頁短期計画の黒点線部分を対象とする。ただし、将来的には6頁の長期計画まで進む可能性もあるため、東地区の園路や南西側周辺地区①のガイダンス施設等の建設も念頭の上で基本設計を行うこと。
- ・ 史跡及び史跡関連用地は平成28年度にレベル500（等高線：主曲0.2m）の現況地形測量を行っており、詳細な史跡現況図や縦横断図が既にある。ただし、基本設計を行う上で部分的な簡易測量が必要となる際は、測量を行うこと。

# 業務範囲図 (黒点線部分)

短期計画



長期計画

